

第61号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が公布されました。

この改正に伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号。以下「運営基準条例」という。）

3 改正の概要

特定教育・保育施設等が記録、作成、保存等を行うもののうち、運営基準条例中書面により行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとします。

4 施行日

公布の日